

令和7年高島市教育委員会第2回臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和7年3月28日（金）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時45分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
議第16号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について
議第17号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について
議第18号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について
議第19号 高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱を廃止する告示案
議第20号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について
議第21号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について
報告第7号 高島市教育委員会事務局職員の人事について
議第22号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について
- 4 出席委員
川島教育長、田邊委員、橋本委員、高木委員、森委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、饗庭教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、平井教育総務部次長（教育総務課長取扱）、竹井社会教育課長、小川文化財課長、横井川文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、川原林学校教育課長、保木学事施設課長、藤原学校給食課長、中村教育総務課主査
- 6 会議を傍聴した者 1人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第2回臨時会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 橋本委員、森委員

議題の公開／非公開 議第20号、議第21号および報告第7号の非公開を決定

議第16号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について

【説明】 平井教育総務部次長

本件は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について、議決を求めるものである。

P T A等の会長交代により、4名の委員を令和7年3月31日に解嘱し、同年4月1日に3名の委員を委嘱するものである。なお、マキノ西こども園の保護者を代表する者は、現在、マキノ西小学校の保護者を代表する者として委嘱している垣貫氏が兼ねることになったため、新たに委嘱する委員数と解嘱する委員数で差が生じている。

任期は、前任者の残任期間とし、令和7年4月1日から開校日の前年度の3月31日までである。

【質疑等】

○田邊委員

今後もP T A会長等が交代になると、協議会委員も交代になるのか。

○平井教育総務部次長

団体の会長職を協議会委員のあて職とされている団体は交代になるが、団体によっては、数年を見越して委員を選出いただいているところもある。

○田邊委員

解嘱となる委員も開校まで何らかの形で携われるように進めていただきたい。

【採決】 可決

議第17号 高島市地域学校協働活動推進員の委嘱について

【説明】 竹井社会教育課長

本件は、社会教育法第9条の7第1項および高島市地域学校協働活動推進員設置要綱第4条の規定に基づき、高島市地域学校協働活動推進員に委嘱することについて、議決を求めるものである。

地域学校協働活動推進員8名のうち、高島中学校区については、他の中学校区に先駆けて1年早く始動している関係で、中村氏が今月末をもって任期満了となるため、再度、推進員として委嘱したいと考えている。また、新たに今津中学校区で1名を増員して活動のさらなる充実を図りたいと考えている。

中村氏は、これまで8年間、推進員として朝のあいさつ運動など子どもたちを支援する活動に取り組まれており、地域や学校からの信頼も厚く適任者である。

杉嶋氏についても、スクールガードのほか、高島市青少年育成市民会議会長、社会教育委員などを歴任され、青少年の健全育成や社会教育活動に貢献され、地域と学校からの信頼も厚く適任者である。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間である。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第18号 高島市学校給食運営委員会委員の委嘱について

【説 明】 藤原学校給食課長

本件は、高島市学校給食共同調理場設置条例第4条第2項の規定に基づき、高島市学校給食運営委員会委員のうち、2号委員および3号委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

学校給食運営委員会は、給食内容の調査研究や学校給食に関する事項などを審議いただくとともに、学校給食に関する施策について意見、提言等をいただいている。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

なお、1号委員の小学校および中学校の校長から選出する委員は、教職員の人事異動の発令が4月1日のため、第4回定例会において報告する。

【質疑等】 なし

【採 決】 可決

議第19号 高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱を廃止する告示案

【説 明】 川原林学校教育課長

本件は、令和5年度に制定した高島市部活動の地域移行検討協議会設置要綱を廃止するものである。これまで検討協議会で部活動改革の方向性について議論を重ねた結果、協議会を発展的に解消することになった。今後は、教育委員会事務局で、国や県の動向を注視し、部活動の地域連携を進めたいと考えている。

【質疑等】

○高木委員

本協議会が廃止されても、地域の方に部活動を支えていただきたい。

○田邊委員

発展的に解消とは、どういうことか。新たに別の要綱を制定するのか。

○川原林学校教育課長

新たに制定する予定はない。教育委員会事務局内において、部活動のあり方を検討し、必要に応じて各団体に共有したいと考えている。

【採 決】 可決

議第20号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

議第21号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

報告第7号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

【説 明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採 決】 非公開

休憩 教育長が暫時休憩を宣言

議第22号 高島市立学校学校運営協議会委員の任命について

【説 明】 川原林学校教育課長

本件は、高島市立学校学校運営協議会設置規則第2条第1項の規定に基づき、高島市立学校学校運営協議会委員に任命することについて、議決を求めるものである。

地域とともにある学校づくりを目指し、各学校長から推薦があった方々で、地域住民、児童生徒の保護者、地域学校協働活動推進員などで構成する。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間である。

【質疑等】

○田邊委員

教育長が必要と認める者を2名選出されているが、どのような方か。

○饗庭教育指導部長

地域に住んでいない公職の方、高島市全体の教育に携わっていただいている方である。

○森委員

地域住民、保護者の割合が学校や地域によって偏りがあるが、それぞれ学校で決められているのか。

○川原林学校教育課長

15名以内という決まりはあるが、学校主体で運営協議会の委員構成を決めている。

【採 決】 可決

閉会 教育長が第2回臨時会の閉会を宣言